

○議長（茅沼隆文）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成30年開成町議会3月定例会議（第3日目）の会議を開きます。

午前 9時00分 開議

○議長（茅沼隆文）

日程第1 議案第7号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。平成30年度から平成32年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布により介護保険料の段階の判定に関する基準が改正されたため、町条例においても所要の改正をしたいので、開成町介護保険条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第7号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例について御説明をさせていただきます。本条例は、介護保険料の改定を主とする改正案となっております。

まず、開成町の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画でございますけれども、御案内のように今年度をもって第6期の計画が終了することから、平成30年度から32年度の3カ年を計画期間とする第7期計画を策定しております。その中では、開成町の高齢化率は平成29年の24.4%から3年後の平成32年には25.0%になると推計され、また要介護・要支援認定者も同様に増加傾向にございまして、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年、平成37年、これをにらんで今後もこの傾向が続いていくものと見込まれてございます。それに伴い、介護保険に係る給付費の見込みにつきましても、予防給付、介護給付ともに増加すると見込んでおります。特に、介護給付の地域密着型サービス給付は大幅な伸びとなると見込まれております。

第7期計画3年間の総費用額でございますが、約33億4,700万円と第6期の3年間27億900万円を大きく上回り、率として131%の増加を推計をしております。

ます。さらに、地域支援事業につきましても要支援の方が予防給付から総合事業へ引き続き移行していくことや、一般介護予防事業及び包括的支援事業に取り組んでいくこともあり、3年間の総額は約1億5,500万円、第6期の1億300万円に比べ、こちらは151%の増加と推計をしております。

そのような中、本条例で改定を御提案します介護保険料につきましては、第7期計画期間中のサービス見込み量を十分に精査しまして、必要となる保険料を算定いたしました。推計にあたりましては、被保険者数の今後の見込み、また認定者数の見込み、介護サービス、介護予防サービスのサービス量の見込み、それと介護報酬の改定も踏まえまして、介護保険は国でシステムを組んでおります「見える化システム」、こちらに入力をいたしまして、加えて神奈川県の高齢化率による調整を経て策定をしているものでございます。

その結果、保険料の収入必要額につきましては、基準額で月額5,743円と算定されましたけれども、介護保険財政調整基金の取り崩し6,500万円により保険料の急激な上昇の抑制に努め、月額で383円を補填いたしまして基準額を5,360円と設定いたしました。第6期と比べますとプラス210円、プラス4.1%でございます。年額では6万4,320円となります。

さらに、所得段階につきましては、第6期計画での所得段階の弾力化を継承しまして、国基準の9段階に対し開成町では13段階とさせていただき、各所得に応じたきめ細かな保険料設定を行っております。ただし、各区分の境目となる基準所得金額でございますが、昨年12月に介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、一部改正をされておりますので、それに準じて改正をいたしております。

その他、所要の改正を行ったところでございます。

それでは、議案の1ページをお開きください。

開成町条例第 号。

開成町介護保険条例の一部を改正する条例。

開成町介護保険条例(平成12年開成町条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください、右が改正前、左が改正後となります。

第5条の保険料率でございます。なお、参考資料として机上に配付しております資料を御参照いただければ幸いです。

まず、第5条の第1号から第4号でございますが、こちらは所得段階の第1段階から第4段階に対応するもので、生活保護の受給者や世帯全員が町民税非課税の者に対し、それぞれの調整率を掛けて保険料を算出しているものでございます。

続いて、第5号は第5段階に対応いたします。本人が町民税非課税、世帯中に課税される方がおり、本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方が対象で、こちらが基準額となります。月額5,360円、年額6万4,320円でございます。

次の第6号は、第6段階の対応するものです。本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方が対象となります。

次に、アの合計所得金額についての改正について、御説明をさせていただきます。

所得段階、第1段階から第5段階の方につきましては、公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額を比較することによって所得段階の差をつけております。この意味するところは、120万円までの収入があった方につきましては、控除額を差し引きますと全て0になってしまうということになりますので、段階の差がつきませんので、その調整を行う意味で、このような計算をさせていただいているということでございます。

ただし、1月1日現在で64歳の方と65歳以上の方では控除額が異なります。65歳以上の方は120万円ですが、64歳の方は、こちらが70万円になりますので、同じ年金所得であっても控除額の差で差がついてしまうということがあります。このため、この調整を行う規定をここで設けているという意味になります。

次に、2ページをご覧ください。

第7号から4ページの第13号まででございますが、所得段階の第7段階から第13段階までに対応するものでございます。各所得金額により段階が決定をされます。続いて、4ページになります。

第5条第2項の規定でございますけれども、第1段階の方に対しまして、本来の調整率0.5のところ、公費により低所得者の保険料の軽減を引き続き実施しておりますので、調整率0.05を公費負担し0.45を適用する規定となっております。

次に、第15条でございます。第3号の「第1号被保険者」とある部分ですが、こちらを「第1号」を取りまして「被保険者」に改正をいたします。この改正の趣旨でございますが、介護保険法の改正によりまして、市町村が介護保険事業の運営上、必要な調査を行う場合がございます。この場合に、文書提出等の命令に応じない場合に過料を科せられる、その者に対して、これまで第1号の被保険者の配偶者等に限定されておりましたけれども、この改正により第2号被保険者の配偶者等に拡大されたことによりまして「被保険者」とさせていただくものでございます。

5ページ、附則でございます。第1条、この条例は平成30年4月1日から施行いたします。

附則、第2条、改正後の開成町介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については従前の例によるものでございます。

御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

6番、菊川敬人議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

先程の課長説明の中で1億5,500万円増になるという説明がありましたが、これは総給付費の見込みから1億5,500万円増になるということでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

3年間の総給付費ということになります。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今までいろいろ説明していただいている中で、今回の条例改正が平成30年から32年ということで3年間なのですが、それぞれ地域密着型が急増するとか、給付費が増えてくるというのは明確であります。今回、条例改正された変え幅の中で32年までの間に要介護者が増える部分というのは吸収できる見込みで上げられたと思うのですが、この3年間の間では、この上げ幅で大丈夫と見ていてよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

サービスといってもいろいろ種類があるわけですが、いわゆる居宅を中心としたサービスにつきましては、サービス見込み量を精査した中で吸収できるということですが、一義的には全て3年間で吸収できるということで見込んでおりますが、恐らく、聞かれているのは施設とか、そういう部分かなと思うのですが、施設系につきましては、それほど大きな変動がない。伸びていくことは伸びていきますけれども。特に、特別養護老人ホーム等につきましては、近隣の広域の特養が増設の計画があって、その分について開成町分の割り当てもあるということで、その分もありますので、現在のところ施設系もオーケー、また居宅サービスを中心としたサービス系についても見込みの中で吸収はできるのではないかと見込んでおります。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

少し補足をさせていただければと思いますけれども、先程、サービスの総給付費は33億円ぐらいというところで課長が答弁したとおりでございますけれども、それ以外に特定入所サービスとか高額医療とか高額医療の合算だったり、あと地域支援事業の総トータルの費用を全部、3年間、どのくらいかかるかというところで保険料率を

定めさせていただいています。先程、35億円と言ったのは、今、申しあげた中の地域支援事業を除いた分が大体35億円と捉えておりまして、それにプラス地域支援事業分をプラスした中で保険料率を算定しているという結果になっております。

保険料率、全部、出た総費用額に対しまして、第1号の被保険者の割合が23%という率を負担しなければならないということで割り返しまして、その出た数字に今現在、町が持っている基金6,500万円を取り崩す方向で一時的な急激な伸びを抑えるということで、6,500万円を投入することでの影響額というところも一つ、伸びを抑えられたというところでは一つ大きな点なのかなと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

すみません。もう一回、お願いします。

今の説明でよく分かったのですが、総給付費が35億円ということも理解しています。平成30年度が11億6,000万円ぐらいだったのですかね。平成32年度になれば12億になるということで、その差が上がってくるというところで大丈夫かなという懸念があったものですから質問させていただきました。今の説明で、よく分かりました。結構です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございませんか。よろしいですか。どうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質問がないようですので、これで質疑を打ち切ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第7号 開成町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。